

高等学校生徒遠距離通学費等補助制度

北海道教育委員会では、道立高校の募集停止により、住んでいる市町村に高校がなくなり、他の高校に通学することとなった生徒を対象に保護者の経済的負担を軽減するため、平成20年度から通学費や下宿費などの補助を行っています。

補助制度の概要

1 補助の対象

高校が募集停止となる前年度に中学生であり、中学校卒業時に募集停止校所在市町村などに居住し、かつ、その市町村に所在する中学校を卒業して、通学区域内の高校へ修学した生徒の保護者等（所得要件あり）

2 補助額(1ヵ月あたり)

通学費

(定期券を使用して通学する場合に補助の対象となります)

- ・実際に負担している交通費(定期代)から10,000円を差し引いた額
- ・上限額は補助対象となる保護者等が居住する地域ごとに設定

下宿・間借り

(部屋代のみが補助の対象であり、食費や光熱水費、管理費等は補助対象となりません)

- ・実際に負担している部屋代から10,000円を差し引いた額
- ・上限額は25,000円

3 補助期間

募集停止後5年間(高校が募集停止となる前年度に中学生であった生徒が、高校を卒業するまでの期間)

4 支払時期

実績が確定する翌年4月に支払うこと(精算払)を基本としますが、年の途中で一部の支払を希望する場合には、その都度支払うこと(概算払)も可能です。

5 所得要件

生計を一にする世帯人員に応じ、世帯全員の前年の収入額又は所得額の合計額が次のいずれか未満である必要があります。

	世帯人員					
	2人以下	3人	4人	5人	6人	7人以上
収入基準額	5,584	6,020	6,296	6,560	6,759	所得基準額から別途積算
所得基準額	3,923	4,273	4,493	4,703	4,883	1人増す毎に160千円を加算